

**豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業
売買契約書（案）**

- 1 事業名 豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業
- 2 事業目的 上記事業の遂行（事業の概要は約款第6条に定めるとおり）
- 3 事業場所 豊田市大清水町地内
- 4 事業期間 自契約成立日 至令和4年2月28日
- 5 契約金額 金_____円（うち消費税及び地方消費税金_____円）
ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 6 契約保証金 金_____円
ただし、具体的な納付金額、納付時期、代替納付などの詳細については、約款の定めるところに従うものとする。
- 7 契約条件 約款のとおり

上記の売買契約について、下記の発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、豊田市契約規則（昭和39年豊田市規則第28号）及び約款の定めるところに従い、上記のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約する。なお、本契約は仮契約であって、豊田市議会の議決を取得した日に成立することを確認する。

本契約の締結を証するため、本書__通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年__月__日

発注者： 豊田市西町三丁目 60 番地
豊田市
代表者 豊田市長 太田 稔彦 印

受注者： _____

_____ 印

豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業
売買契約約款
目次

第1章 用語の定義	1
(定義)	1
第2章 総則	3
(目的及び解釈)	3
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	3
(事業日程)	3
(事業場所)	4
(本事業の概要)	4
(本事業の事業方式)	4
(事業者の資金調達)	5
(許認可及び届出等)	5
(妨害等に対する報告義務等)	5
(契約保証金)	5
(統括責任者)	6
(緊急時の対応)	6
(報告書、成果品等)	6
第3章 設計	7
(設計・建設業務責任者)	7
(事前調査業務)	7
(設計業務)	7
(第三者による実施)	8
(基本設計の完了)	8
(実施設計の完了)	9
(設計の変更)	9
(設計業務のモニタリング)	10
第4章 本件工事	11
第1節 総則	11
(本件工事に伴う近隣対策)	11
(本件工事期間中の保険)	11
第2節 工事の施工	11
(本件工事の施工)	11
(第三者による施工)	12
(事業者の施工責任)	12
(工事現場における安全管理等)	12
(工事施工計画)	12
(工事施工報告)	13
(備品の搬入)	13
(本件工事のモニタリング)	13
第3節 工事監理	14
(工事監理)	14

(第三者による実施)	14
第4節 調理設備調達・搬入設置業務等	14
(調理設備等の調達及び搬入設置)	14
第5節 検査・確認	15
(中間検査)	15
(事業者による竣工検査等)	15
(法令による完成検査等)	15
(市による竣工検査)	16
(本件工事完了手続)	16
第6節 工期の変更	16
(工事の一時停止)	16
(工期の変更)	17
(工期変更の場合の費用負担)	17
第7節 損害の発生	18
(第三者に対する損害)	18
(本施設への損害)	18
第8節 引渡し	18
(本施設の引渡し)	18
(運営開始の遅延)	18
(瑕疵担保責任)	19
第5章 売買代金の支払	20
(売買代金の支払)	20
(売買代金の改定)	20
(売買代金の変更等に代える要求水準書の変更)	20
第6章 契約の終了	20
(契約期間)	20
(市の事由による解除)	20
(事業者の債務不履行等による解除)	21
(談合その他不正行為に係る解除)	22
(市の債務不履行による解除等)	22
(法令の変更及び不可抗力)	22
(第三者の責めに帰すべき事由による本件施設の損害)	23
(特別措置等による売買代金の減額)	23
(引渡日前の解除の効力)	23
(損害賠償)	24
(保全義務)	24
(関係書類の引渡し等)	24
(所有権の移転)	24
第7章 雑則	25
(公租公課の負担)	25
(関係者協議会)	25
(秘密保持)	25
(著作権等)	25
(著作権の侵害防止)	26

(産業財産権)	26
(権利等の譲渡制限)	26
(事業者の兼業禁止)	26
(遅延利息)	26
(要求水準書の変更)	26
(管轄裁判所)	27
(疑義に関する協議)	27
(その他)	27

別紙一覧

別紙 1 事業日程	28
別紙 2 本事業用地	29
別紙 3 設計業務着手時提出書類	30
別紙 4 設計図書	31
別紙 5 着工時及び施工中の提出書類	33
別紙 6 什器備品等リスト	35
別紙 7 竣工時の提出図書	36
別紙 8 事業者等が付保する保険	37
別紙 9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	38
別紙 10 保証書の様式	39
別紙 11 売買代金の金額と支払いスケジュール	41
別紙 12 法令変更による費用の負担割合	43

前 文

豊田市（以下「市」という。）は、豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業（以下「本事業」という。）について、令和元年6月3日に入札を公告するとともに、入札説明書及び要求水準書を公表した。入札説明書に従い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札の方式で民間事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行った、〇〇〇〇〔、〇〇〇〇及び〇〇〇〇によって構成されるグループ〕（以下「事業者」という。）を落札者として選定した。

本事業は、事業者が提案に基づき設計業務、建設業務、調理設備調達・搬入設置業務等を実施する。市は、事業者が完成させた施設が要求水準書及び提案を満たしていることを検査し、合格した場合に施設の引き渡しを受け、事業者に売買代金を支払う。

市及び事業者は、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「請負人等」とは、設計企業、建設企業、工事監理企業及び事業者又は設計企業、建設企業、工事監理企業が業務の一部を委託し又は請け負わせた第三者、並びに当該第三者が業務の一部を委託し又は請け負わせた第三者をいう。
- (2) 「機能」とは、目的又は要求に応じてものが果たす役割をいう。
- (3) 「供用開始予定日」とは、本施設により給食提供の開始が予定される令和3年9月1日及びランチルームの使用開始が予定される令和4年3月1日を総称して又は個別にいう。
- (4) 「供用開始日」とは、本施設により給食の提供が開始された日及びランチルームの使用が開始された日を総称して又は個別にいう。
- (5) 「建設企業」とは、【建設企業名】をいう。
- (6) 「建設業務」とは、工事監理業務以外の本条29号に規定する本件工事の関連業務をいい、第6条第1項第1号エからカ所定の業務及びその他の要求水準書において建設業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって提案された業務並びにこれらの付随関連業務のうち、工事監理業務を除いたものをいうものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。
- (7) 「建築基準法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (8) 「工事監理企業」とは、【工事監理企業名】をいう。
- (9) 「工事監理業務」とは、本件工事のための工事監理に係る関連業務をいい、第6条第1項第1号キ所定の業務及びその他の要求水準書において工事監理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。
- (10) 「事業者提案」とは、事業者が本事業の入札手続において市に提出した提案書類、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案のうち市が認めたものをいう。

- (11)「事業スケジュール」とは、第4条の定めるところに従い、「別紙1 事業日程」記載の日程に従って行われるべき本事業の業務遂行スケジュールをいう。
- (12)「事前調査業務」とは、設計業務、本件工事のために必要な調査（地質調査その他の本事業用地の調査及び本施設の建築準備調査等を含む。）をいう。
- (13)「竣工図書」とは、第38条第4項の定めるところに従って市に提出された書類及び図面（その後の変更を含む。）をいう。
- (14)「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。
- (15)「性能」とは、目的又は要求に応じてものが発揮する能力をいう。
- (16)「整備期間」とは、本契約成立日から引渡日までをいう。
- (17)「設計企業」とは、【設計企業名】をいう。
- (18)「設計業務」とは、本件工事に係る設計を行うことに関連業務をいい、第6条第1項第1号アからウ所定の業務及びその他の要求水準書において設計業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。
- (19)「設計図書」とは、第19条及び第20条の定めるところに従って市の確認が得られた書類並びに図面その他の設計に関する図書（第21条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更された設計図書）をいう。
- (20)「遅延利息率」とは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率をいう。
- (21)「調理設備」とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚等）をいう。
- (22)「入札書類」とは、本事業に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び入札公告後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (23)「売買代金」とは、市が、本事業により整備された財産を取得する対価として、事業者に対して支払う金銭をいう。
- (24)「引渡日」とは、第46条の定めるところに従って本施設の所有権が移転された日をいう。
- (25)「引渡予定日」とは、入札書類及び事業者提案によって定められた、本施設を引き渡す予定日として定められた日をいう。
- (26)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他市及び事業者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいい、本施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認する。
- (27)「法令」とは、本事業又は事業者に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (28)「補修」とは、部分的に劣化した部位・部材等の性能、機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

- (29)「本件工事」とは、設計図書に従った本施設の建設、外構等の整備、機器・器具及び什器備品の設置その他の建設業務に係る工事をいう。
- (30)「本件工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡日までをいう。
- (31)「本事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- (32)「本事業用地」とは、本事業が実施される土地をいい、その詳細は「別紙 2 本事業用地」に記載される。
- (33)「本施設」とは、本事業により整備する、豊田市立豊田特別支援学校の調理場（建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含む）及び新ランチルーム（既存の調理場を改修し、既存のランチルームと一体化した部分及び付帯する設備）をいう。
- (34)「埋蔵物」とは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 4 号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。
- (35)「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部であり、本事業の業務範囲の実施について、市が事業者要求する業務水準を示す図書をいう。

第2章 総則

（目的及び解釈）

第2条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 事業者は、法令のほか、本契約、入札書類及び事業者提案に従って本事業を遂行するものとし、本契約、入札書類及び事業者提案の間に齟齬がある場合、本契約、入札書類、事業者提案の順にその解釈が優先するものとし、本契約、入札書類及び事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書に示された水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書に優先するものとする。

3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本契約及び本契約の解釈に影響を与えるものではない。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 事業者は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 事業者は、市の求めるところに応じて、本事業に係る市の監査に対し、必要な書類その他の資料の作成その他の協力を行うものとする。

3 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業日程）

第4条 本事業は、「別紙1 事業日程」に記載される日程に従って実施されるものとする。

(事業場所)

- 第5条 市は、「別紙2 本事業用地」に示す本事業整備対象地として示された本事業用地を、事業者による本施設の施設整備に当たって使用する目的で、当該目的の限度で、整備期間中、事業者に対し無償で貸し付ける。事業者は、整備期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、本事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行い、掘削その他の必要な行為を行うほか、本事業用地を利用することができる。
- 2 本件工事期間の初日において、本事業用地は、市から事業者に対して現状有姿で貸し渡されたものとみなされるものとし、第46条の定めるところに従ってなされる本施設の引渡しと同時に、事業者から市に対して返還されたものとみなされるものとする。ただし、本施設の引渡しの完了前に、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合又は事業者が本事業を廃止若しくは放棄した場合には、市の事業者に対する本事業用地の無償貸付けは、本契約の解除日又は事業者が本事業を廃止若しくは放棄した日をもって終了するものとする。
- 3 事業者は、本事業用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。
- 4 事業者は、本契約で認められた用途以外の目的で本事業用地を使用することはできないものとし、また、第三者に対し、第1項に基づく本事業用地の使用権を譲渡し、又は本事業用地を転貸しないものとする。
- 5 整備期間において、事業者の責めに帰すべき事由によらず本事業用地の埋蔵物又は地盤沈下（入札書類及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、市が当該損害、損失及び費用を負担する。ただし、第16条の定めるところに従って市が増加費用を負担して対策が講じられている場合は、この限りでない。
- 6 事業者は、第1項に基づく事業者の本事業用地の使用権並びに第46条の定めるところに従ってなされる引渡し前の本施設につき、担保権の設定その他の処分行為を行わないものとする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、次に掲げる業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。

(1) 設計・建設業務

- ア 事前調査業務
- イ 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援を含む）
- ウ 設計業務
- エ 建設業務
- オ 調理設備調達・搬入設置業務
- カ 外構等整備業務
- キ 工事監理業務
- ク 中間・竣工検査及び引渡し業務
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

2 本施設の名称は、市が定める権利を有するものとする。

(本事業の事業方式)

第7条 本施設は、事業者により設計、建設された後、第46条に基づいて引き渡しを受け、以後、市が所有する。本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項に規定する行政財産として位置付けられる。

(事業者の資金調達)

第8条 本契約に別段の規定がある場合を除き、本契約上の事業者の義務の履行に関連する一切の費用は、全て事業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

2 市は、事業者が本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関から融資を受けられる場合においては、事業者に対して、当該融資契約書の写しの提出及び融資に係る事項についての報告を求めることができる。

(許認可及び届出等)

第9条 事業者は、本契約上の事業者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出等を、本契約書、入札書類又は事業者提案において別段の定めがある場合を除き、自己の責任及び費用負担において行うものとする。ただし、市が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、市がこれを行うものとする。

2 事業者は、前項の許認可の申請又は届出に際して、事前に、市に対して当該申請又は届出の内容を説明し、また、かかる許認可の取得又は届出の完了後速やかに、有効に維持していることを証する書面の写しを市に提出し事後の報告を行う。

3 前項に定める場合のほか、事業者は、市が請求したときには、直ちに各種許認可等の書類の写しを市に提出するものとする。

4 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による第1項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

5 市が事業者に対して協力を求めた場合、事業者は、市による第1項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第10条 事業者は、本契約上の事業者の義務を履行するにあたって、妨害（不法な行為等で、本契約上の義務の履行の障害になるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 市は、事業者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の市への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、豊田市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(契約保証金)

第11条 事業者は、市に対し、次のとおり、契約保証金を納付するものとする。

(1) 本契約の締結日において、契約金額の100分の10以上に相当する額を納付する。

(2) 市は、前号の定めるところに従って納付された契約保証金を、本事業の履行の確認後に還付する。

2 前項のほか、契約保証金の納付は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合における担保の価値は、その保証する金額とする。

3 前2項の定めにかかわらず、市は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 事業者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 事業者が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を自ら締結し又は建設企

業をして締結させ、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該契約に基づく保険金請求権に対し、違約金支払債務その他の本契約に基づく事業者の市に対する一切の金銭債務を被担保債務とする第一順位の質権を市のために設定した上で、その保険証券及び保険会社の質権設定承諾書を提出したとき。

(3)事業者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を締結したとき。

(統括責任者)

第12条 事業者は、入札書類及び事業者提案に基づき、本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者を、本契約の効力発生後速やかに配置し、市に通知する。統括責任者を変更した場合も同様とする。

2 市は、前項に基づき配置又は変更された責任者が、入札書類及び事業者提案に定める基準に合致していない等合理的な理由がある場合には、30日以上の猶予期間を設けて、当該責任者を変更するよう事業者に求めることができる。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、本事業期間中、本事業に関連して事故その他緊急の対応が必要となる事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、市に報告する。また、事業者が、本事業の遂行に際し第三者に損害を及ぼした場合、本事業の全部又は一部を本契約に従って遂行できなくなった場合及び本施設若しくはこれらの仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等が毀損し若しくは損害を受けた場合並びにこれらの事態が発生するおそれがあると合理的に認められる場合には、その内容の詳細及び対応方針を直ちに市に報告する。

2 市は、前項により事業者から報告を受けた場合には、速やかに調査を行い、前項の損害等の状況を確認し、その調査結果を事業者に対して通知する。

3 市は、市の責めに帰すべき事由に基づく場合又は本契約で別途市が負担する旨定める場合を除き、第1項の本事業の実施によるサービス対価の増額は行わない。なお、不可抗力又は法令変更に基づく場合の増加費用及び損害の最終的な負担については、第57条の規定に従う。

(報告書、成果品等)

第14条 事業者は、本事業期間中、入札書類及び事業者提案に基づき、市と事業者が別途協議により定める様式、時期及び方法に従い、本事業に関する報告書、成果品等を作成し、市に提出して市の承諾を得なければならない。

2 市は、事業者に対し、前項で提出された報告書、成果品等について、必要に応じて説明を求めることができ、さらに本事業期間中、入札書類及び事業者提案と矛盾する場合は変更を求めることができる。事業者は、市のこれらの要求に速やかに応じなければならない。

3 第1項で提出された報告書、成果品等は、別段の定めがある場合を除き、事業者が市の承諾を得た場合に限り、適正かつ合理的な内容に修正及び変更をすることができる。

4 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、前3項の手続きを経た報告書、成果品等に従って事業を遂行する。

第3章 設計

(設計・建設業務責任者)

- 第15条 事業者は、入札書類及び事業者提案に基づいて、設計・建設業務責任者、設計、工事監理、建設及び調理設備調達の業務についての業務責任者（以下「各業務責任者」という。）及び監理技術者を、本契約の効力発生後速やかに配置し、市に通知する。設計・建設業務責任者、各業務責任者及び監理技術者を変更した場合も同様とする。
- 2 市は、前項に基づき配置又は変更された責任者等が、入札書類及び事業者提案に定める基準に合致していない等合理的な理由がある場合には、30 日以上の猶予期間を設けて、当該責任者等を変更するよう事業者を求めることができる。

(事前調査業務)

- 第16条 事業者は、自己の責任と費用負担において、市の事前の承諾を得たうえ、事前調査業務を行うものとする。事業者は、市に事前調査業務のスケジュール及び概要を事前に通知し、調査結果について遅滞なく報告しなければならない。市は、必要と認めた場合には、随時、事業者から調査に係る事項について報告を求めることができる。
- 2 事業者は、事前調査業務の結果に基づき、設計業務及び本件工事を実施するものとする。
- 3 事業者は、市が公表した測量、地質調査の結果、その他本事業用地に関する事実等、市から事前に開示された情報（以下「市公表結果」という。）と事前調査業務の結果との間に齟齬（本事業に影響しないと認められる軽微な齟齬は除く。）があることを発見したときは、直ちに市に通知する。
- 4 事前調査業務の誤り又は懈怠に起因して市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 5 事前調査業務を行った結果、当該調査に誤り又は懈怠がないにもかかわらず、事業者において設計業務又は本件工事に要する費用又は本事業を遂行するに当たり事業者において生ずる追加的な費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が入札書類及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において市がこれを負担するものとし、市は、市と事業者との間の協議により決定される方法に従って、事業者に対して支払うものとする。なお、市及び事業者は、当該協議に際して、設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更についても協議することができ、当該協議によりこれを変更することができる。

(設計業務)

- 第17条 事業者は、本契約締結後、入札書類及び事業者提案に従って、速やかに、設計業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守のうえ、本契約、入札書類及び事業者提案に基づき、設計業務を実施するものとする。ただし、第19条の定めるところに従って基本設計に係る設計図書について市の確認が得られない限り、実施設計に係る設計業務に着手できないものとする。
- 3 事業者は、基本設計に係る設計業務着手時に、必要に応じて現地確認等の事前調査を行ったうえで、「別紙3 設計業務着手時提出書類」第1項所定の各書類を、実施設計に係る設計業務着手時に、同別紙第2項所定の各書類を、市に対して提出するものとする。
- 4 事業者は、自己の責任及び費用負担において、入札書類及び事業者提案に基づいて近隣等への説明を行うものとする。事業者は、説明を行うことを決定した場合には、その日時、方法等につき、市に事前に通知して市の承諾を得なければならない。

- 5 市及び事業者は、前項の説明での要望については説明終了後、それ以外の機会になされた要望については、要望がなされた後、それぞれ遅滞なく対応について第 66 条に定める関係者協議会において協議しなければならない。当該要望に基づく設計変更を行う場合には、第 21 条の定めに従う。
- 6 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、設計業務の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について市と協議するものとする。

(第三者による実施)

- 第18条 事前調査業務及び設計業務は、事業者を構成する企業のうち、設計企業が実施するものとする。
- 2 事業者は、設計企業以外の第三者に事前調査業務及び設計業務の全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。
 - 3 事業者は、事前調査業務及び設計業務の一部を設計企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を届け出て、市の承諾を得るものとする。
 - 4 事業者は、設計企業が実施すべき事前調査業務及び設計業務の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとし、当該第三者がさらに事前調査業務及び設計業務の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とする。
 - 5 市は、前項の規定による第三者への委託又は請負が不相当と認めるときは、事業者に対し当該委託又は請負を中止し、又は変更させるものとする。
 - 6 設計企業その他事前調査業務及び設計業務に関して事業者又は設計企業が使用する一切の第三者に対する事前調査業務及び設計業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、設計企業その他事前調査業務及び設計業務に関して事業者又は設計企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(基本設計の完了)

- 第19条 事業者は、事業スケジュールに従って、本件工事に係る「別紙4 設計図書」第1項所定の書類又は図面を作成したうえ、市に対して提出し、その確認を得るものとする。
- 2 市は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から 14 日以内に、設計図書の内容が本契約、入札書類及び事業者提案に適合するかを確認し、その旨を事業者に通知する。
 - 3 市は、第 1 項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類及び事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。
 - 4 前項に定める修正の要求があった場合、事業者は、市によって定められた期間内に不適合の箇所の修正をしたうえ、改めて修正後の設計図書を提出して市の確認を得なければならない。事業者は、前項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を求めることができる。ただし、事業者が設計図書を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると市が認めた場合はこの限りでない。なお、当該修正は、事業者の責任及び費用負担をもって行われるものとし、また、これにより本施設の引き渡しが遅延した場合、市の責に帰すべからざる事由として第 47 条第 2 項の定めに従う。また、修正後の確認については、第 2 項の定めに従う。
 - 5 設計図書の提出後、14 日以内に市から事業者に対して何らの通知もない場合には、第 2 項の設計

の妥当性が市によってなされたものとみなす。

- 6 市が第1項に基づき設計図書を受領したこと、第2項の通知をしないこと又は前項の確認を理由としても、事業者の責任は免除または軽減されるものではなく、かつ、市が本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(実施設計の完了)

第20条 事業者は、事業スケジュールに従って、本件工事に係る「別紙4 設計図書」第2項所定の書類又は図面を作成したうえ、市に対して提出し、その確認を得るものとする。

- 2 市は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から14日以内に、設計図書の内容が本契約、入札書類及び事業者提案に適合するかを確認し、その旨を事業者に通知する。
- 3 市は、第1項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類及び事業者提案又は基本設計に係る設計図書の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。
- 4 前項に定める修正の要求があった場合、事業者は、市によって定められた期間内に不適合の箇所の修正をしたうえ、改めて修正後の設計図書を提出して市の確認を得なければならない。事業者は、前項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を求めることができる。ただし、事業者が設計図書を修正する必要がある旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると市が認めた場合はこの限りでない。なお、当該修正は、事業者の責任及び費用負担をもって行われるものとし、また、これにより本施設の引き渡しが遅延した場合、市の責に帰すべからざる事由として第47条第2項の定めに従う。また、修正後の確認については、第2項の定めに従う。
- 5 設計図書の提出後、14日以内に市から事業者に対して何らの通知もない場合には、第2項の設計の妥当性が市によってなされたものとみなす。
- 6 市が第1項に基づき設計図書を受領したこと、第2項の通知をしないこと又は前項の確認を理由としても、事業者の責任は免除または軽減されるものではなく、かつ、市が本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(設計の変更)

第21条 市は、必要があると認める場合、事業者に対して、本施設の設計変更を請求することができる。事業者は、当該請求を受領した日から14日以内に、当該設計変更の当否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討したうえ、市に対してその結果（当該設計変更による工期の変更の有無及び当該設計変更の事業者提案の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。市は、当該設計変更が工期の変更を伴わず、かつ事業者提案の範囲を逸脱しない場合、当該事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の当否を最終的に決定したうえ、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。

- 2 事業者は、設計変更の必要性及びそれが事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、当該検討結果を市に対して通知し、かつ市の事前の承諾を得たうえで、本施設の設計変更を行うことができる。
- 3 前2項の定めるところに従って設計変更が行われた場合で、当該設計変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が発生したときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により事業者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議したうえ、売買代金の支払額を減額することができる。なお、第3号及び第4号の場合、第57条第1項から第3項までの規定は、適用されない。

- (1) 当該設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合、市がこれを負担するものとし、売買代金を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (3) 当該設計変更が法令変更による場合、「別紙 12 法令変更による費用の負担割合」に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、「別紙 9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」に定めるところに従って、市及び事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 4 第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は事業者提案の範囲を逸脱する場合、本契約の他の規定にかかわらず、市は、事業者との間において当該設計変更の当否、工期の変更の当否及び供用開始予定日の変更の当否について協議することができる。当該協議の結果、当該設計変更等を行うことが合意されたときは、事業者は、その合意されたところに従って設計変更を行うものとする。協議が整わない場合、市が当該事項について決定し、事業者はこれに従うものとする。
- 5 前項の協議においては、当該変更により市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担及び支払の方法並びに当該変更により事業者において生ずる本事業に要する費用の減少に伴う売買代金の減額についても合意することができる。ただし、市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担については、第3項第1号及び第2号の定めるところに従うものとする。
- 6 前2項にかかわらず、第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は事業者提案の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるときは、市及び事業者は、第57条に定めるところに従うものとする。

（設計業務のモニタリング）

- 第22条 市は、設計業務が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、設計業務の実施中はいつでも、事業者に対し、設計業務の遂行・進捗状況について説明及び報告を求めることができる。
- 2 事業者は、市から前項の要求を受けた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。
 - 3 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用負担で、設計業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
 - 4 前3項のモニタリングの結果、事業者による設計業務の遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は、設計業務について事業者に対し是正勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。
 - 5 事業者は、前4項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして最大限協力させる。
 - 6 本条に定めるモニタリングの実施にかかる費用については、本契約において別段の定めがある場合を除き、市が負担する。ただし、市に対する説明及び報告の資料作成他諸費用は何れの場合も事業者負担とする。

第4章 本件工事

第1節 総則

(本件工事に伴う近隣対策)

- 第23条 事業者は、自己の責任と費用負担において、本契約の締結日から本件工事の着工日までの間に、近隣住民に対し本事業に係る事業計画の説明を行い、近隣住民の了解を得るよう努めるものとする(本条において以下「近隣説明」という。)
- 2 事業者は、本件工事の実施により生じうる生活環境影響を勘案したうえ、入札書類及び事業者提案に基づき、合理的に要求される範囲において近隣対策(本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られず、最低月1回は、工事工程、作業時間等の工事計画及び進捗状況を近隣住民に説明しなければならない。本条において以下「近隣対策」という。)を実施するものとする。
 - 3 事業者は市に対して、前項に定める近隣対策の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。
 - 4 市は、事業者から要求があった場合又は市が必要と認める場合には、事業者が実施する説明会等、近隣対策に協力する。
 - 5 本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業を実施すること自体に付随して要求される近隣対策については、市がその責任を負い、かつ、当該近隣対策費用は、市が負担する。また、当該近隣対策に起因して事業者の本事業の実施に係る増加費用又は損害(逸失利益は除く。)が生じたときは、市がこれを負担する。
 - 6 事業者は、市の事前の承諾がある場合を除き、近隣対策の不調を理由として事業計画を変更することはできない。また、市は、事業者が更なる近隣対策の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。
 - 7 市は、必要があると認める場合には、事業者が行う近隣対策に協力することができる。

(本件工事期間中の保険)

- 第24条 事業者又は建設企業は、本件工事期間中、「別紙8 事業者等が付保する保険」第1項に記載されるところに従って、保険に加入するものとする。事業者又は建設企業は、工事開始(着工)予定日までに当該保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを市に提示のうえ写しを提出するものとする。

第2節 工事の施工

(本件工事の施工)

- 第25条 事業者は、第20条第1項から第3項までの定めるところに従って実施設計に係る設計図書につき市の確認を取得し、かつ本件工事に要する各種申請手続その他必要となる手続が完了した後速やかに、事業スケジュールに従って、本件工事を開始するものとする。
- 2 事業者は、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、入札書類、事業者提案及び設計図書に従い、本件工事を施工するものとする。

(第三者による施工)

第26条 本件工事は、事業者を構成する企業のうち、建設企業が実施するものとする。

- 2 事業者は、建設企業以外の第三者に本件工事の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して委託し、又は請け負わせてはならない。
- 3 事業者は、本件工事の一部を建設企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を届け出て、市の承諾を得るものとする。
- 4 事業者は、建設企業が実施すべき本件工事の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとし、当該第三者がさらに本件工事の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とする。
- 5 市は、前項の規定による第三者への委託又は請負が不相当と認めるときは、事業者に対し当該委託又は請負を中止し又は変更することを求めることができ、事業者はこれに従う。
- 6 建設企業その他本件工事に関して事業者又は建設企業が使用する一切の第三者に対する本件工事の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、建設企業その他本件工事に関して事業者又は建設企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(事業者の施工責任)

第27条 仮設、施工方法、工事用地借用その他本件工事を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めて措置するものとする。

- 2 事業者は、本件工事期間中、本件工事に関して必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。市は、合理的な範囲においてこれに協力するものとする。
- 3 事業者が本章の規定に基づき市へ資料等を提出し、あるいは連絡を行ったこと、また、それに対し市が確認等を行ったことをもって、事業者の本契約上の責任が何ら軽減又は免除されるものではない。

(工事現場における安全管理等)

第28条 事業者は、自らの責任及び費用負担において、工事現場である本事業用地並びに本件工事と密接不可分な隣接地における現場管理、労務管理、安全管理及び警備等を行うものとし、本件工事の施工に関して、建設機械器具等の設備の盗難又は損傷等により発生した増加費用を負担する。

(工事施工計画)

第29条 事業者は、本件工事の着工前に、「別紙5 着工時及び施工中の提出書類」第1項に列挙される図書を作成し、市に対して提出するものとする。提出に当たっては、同別紙に記載されるところに従わなければならない。

- 2 市は、事業者から前項に定める書類の提出を受けた後、原則として14日以内にその妥当性について確認を行い、その結果を事業者に通知する。「別紙5 着工時及び施工中の提出書類」に記載された書類と本契約及び入札書類並びに事業者提案との間に客観的な不一致があることが判明した場合には、市は、当該不一致を生じている箇所及びその内容を事業者に対して通知し、さらに相当の期間を定めて修正を要求することができる。
- 3 前項で定める修正の要求があった場合、事業者は、市によって定められた期間内に当該不一致の修正をしたうえ、改めて当該書類の妥当性について市の確認を得なければならない。なお、当該修正は、事業者の責任及び費用負担によって行われるものとし、また、これにより本施設の引き渡しが遅延した場合、市の責に帰すべからざる事由として第47条第2項の規定に従う。

- 4 事業者は、市から「別紙5 着工時及び施工中の提出書類」に記載された書類の妥当性についての確認を受けるまでは、本件工事及び工事監理業務に着手することはできない。「別紙5 着工時及び施工中の提出書類」記載の書類の提出後、14日以内に市から事業者に対して何らの通知もない場合には、その妥当性についての確認が市によってなされたものとみなす。
- 5 事業者は、前各項の定めるところに従って市に対して提出した施工計画に従って本件工事を遂行するものとする。

(工事施工報告)

- 第30条 事業者は、本件工事期間中、適宜に、「別紙5 着工時及び施工中の提出書類」第2項に列挙される図書を作成し、市に対して提出するものとする。提出に当たっては、同別紙に記載されることに従わなければならない。
- 2 前項のほか、事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとし、市は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。
 - 3 事業者は、本件工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備するものとする。
 - 4 市は、事業者に対して、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(備品の搬入)

- 第31条 市が別途発注する備品の搬入作業が事業者の業務遂行に密接に関連する場合、事業者は、自己の費用負担において、随時、管理スケジュールの調整を行い、備品の搬入作業に協力する。
- 2 前項に記載される場所の備品の搬入作業が行われる場合で、当該搬入作業を市から受注した者の故意又は過失に起因して、事業者が、その遂行する本事業に関して損害を被ったときは、合理的な範囲において市が当該損害を負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間における協議によりこれを定める。

(本件工事のモニタリング)

- 第32条 市は、本件工事が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、本件工事期間中いつでも、事業者に対し、本件工事の遂行・進捗状況について説明及び報告を求めることができる。
- 2 事業者は、市から前項の要求を受けた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。
 - 3 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用負担で、本件工事の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
 - 4 前3項のモニタリングの結果、事業者による本件工事の遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は、本件工事について事業者に対し是正勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。
 - 5 事業者は、前4項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして最大限協力させる。
 - 6 本条に定めるモニタリングの実施にかかる費用については、本契約において別段の定めがある場合を除き、市が負担する。ただし、市に対する説明及び報告の資料作成他諸費用は何れの場合も事業者負担とする。

第3節 工事監理

(工事監理)

第33条 本件工事に係る工事監理は、事業者を構成する企業のうち、工事監理企業が実施するものとし、本件工事の着工前に、建築基準法第5条の6第4項に規定する工事監理者を設置するものとする。なお、工事監理業務の内容は、「民間(旧四会)連合協定・建築監理業務委託書」に示される業務としなければならない。

2 事業者は、市の求めるところに従って、工事監理者をして工事監理の状況について随時報告させるものとする。

3 事業者は、本件工事期間中の各月における本件工事の工事監理の状況について工事監理者の作成した工事監理報告書を作成し、作成対象月の翌月7日までに市に対して提出するものとする。

(第三者による実施)

第34条 事業者は、工事監理企業以外の第三者に本件工事に係る工事監理の全部又は大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本件工事に係る工事監理の一部を工事監理企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせるに当たり、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出たうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでなく、当該第三者が本件工事に係る工事監理の一部を自己以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合も同様とする。

2 工事監理企業その他本件工事に係る工事監理に関して事業者又は工事監理企業等が使用する一切の第三者に対する本件工事に係る工事監理の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、工事監理企業その他本件工事に係る工事監理に関して事業者又は工事監理企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第4節 調理設備調達・搬入設置業務等

(調理設備等の調達及び搬入設置)

第35条 事業者は、市が別途定める日までに、入札書類及び事業者提案に基づき、「別紙6 什器備品等リスト」の様式に従って記載したリスト（以下「什器備品等リスト」という。）を作成のうえ市に提出し、その承諾を得るものとする。

2 市は、什器備品等リストを受領してから原則として14日以内に什器備品等リストの内容について確認し、その結果を事業者に通知する。市が承諾の通知を行った場合、承諾された什器備品等リストの内容にて事業者が調達・搬入設置等を行うべき調理設備、事務備品（以下「什器備品等」という。）の内容は確定されるものとする。市は、什器備品等リストの内容について、本契約等の内容との間に矛盾若しくは齟齬がある場合には、事業者に対して修正を求めることができる。事業者は、什器備品等リストの内容について市から修正を求められた場合には、速やかに修正する。

3 市は、前項により什器備品等の内容の確定がなされる前であれば、什器備品等の調達・搬入設置にかかる入札価格を超えない範囲で、什器備品等の内容の変更を事業者に求めることができる。事業者は当該変更の求めがなされた場合、14日以内に検討してその結果を市に通知しなければならない。市は事業者の検討結果を踏まえて、什器備品等の変更の実施又は不実施を事業者に通知し、事業者はこれに従うものとする。

4 事業者は、自己の責任と費用負担において前3項の手続により確定した什器備品等リストにしたがって什器備品等を調達し、事業スケジュールに従って、本契約等に記載の搬入場所に搬入設置する。ただし、市が具体的な搬入場所について本契約等と異なる場所を指示した場合にはかかる指示に従

うものとする。

- 5 前項の搬入設置が完了した場合、事業者は、市に対し直ちにその旨を通知する。事業者からかかる通知を受けた場合、市は、搬入設置された什器備品等が什器備品等リストに規定された性能及び仕様を充足していることの確認手続（以下「搬入設置完了確認」という。）を実施する。事業者は、搬入設置完了確認に自ら立ち会い、又は請負人等を立ち合わせ、什器備品等リストに示す什器備品等の取扱いについて、市へ自ら説明し、又は請負人等に説明させる。
- 6 市は、搬入設置完了確認の結果、搬入・設置された什器備品等が什器備品等リストに定められた内容及び水準を客観的に充たすと認めた場合には、什器備品等の搬入・設置が完了した旨を確認する旨の通知書（以下「搬入設置完了確認通知書」という。）を事業者に交付するものとし、これを満たしていないと判断する場合には、事業者に対して交換、補修又は改善を求めることができる。事業者は、交換、補修又は改善を求められた場合、速やかに、自己の責任と費用負担において対応する。
- 7 第46条第1項に基づく引渡しの完了により、本契約で別段の定めのあるものを除き、什器備品等リスト記載の什器備品等の所有権その他一切の権利は市に移転する。

第5節 検査・確認

（中間検査）

- 第36条 市は、本件工事期間中、施設内に備品が搬入されると建築設備、床及び壁面等の検査ができなくなる場合など、本施設に係る本件工事完成後において適切な完成検査等の執行を図ることができないと判断する場合、事業者事前に通知したうえで、本施設が設計図書に従って整備されていることを確認するため、要求水準書に基づき、本件工事及び本施設について中間検査を行うことができるものとする。
- 2 事業者は、前項に定めるところの中間検査の実施について、事前に備品の搬入に関して通知する等、市に対して最大限の協力を行うものとし、また、請負人等をして、市に対して必要かつ合理的な範囲において説明及び報告を行わせるなど最大限の協力を行わせるものとする。
 - 3 市は、前2項に定めるところの確認の結果、本施設が本契約、入札書類、設計図書又は事業者提案に従って整備されていないと判断した場合、事業者に対してその改善を勧告することができ、事業者はこれに従うものとする。
 - 4 市は、本条に定めるところの確認、改善の勧告又は立会の実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

（事業者による竣工検査等）

- 第37条 事業者は、その日程を7日前に市に対して通知したうえで、自己の責任及び費用負担において、本施設の竣工検査等（竣工検査及び機器、器具、什器備品等の試運転その他の検査を含む。以下同じ。）を引渡予定日の14日前までに完了するものとする。
- 2 市は事業者に対し、前項に定めるところの竣工検査等への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。ただし、市は、当該立会の実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
 - 3 前項に定めるところの市の立会の有無を問わず、事業者は市に対して、第1項に定めるところの竣工検査等の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付したうえで、報告するものとする。

（法令による完成検査等）

第38条 事業者は、第37条第3項に定めるところに従って竣工検査等報告後速やかに、その日程を7日前に市に対して通知したうえで、自己の責任及び費用負担において、本件工事に係る全ての法令に基づく完成検査を引渡予定日までに受検し完了するものとする。

2 市は事業者に対し、前項に定めるところの完成検査の受検への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。ただし、市は、当該立会いの実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

3 前項に定めるところの市の立会いの有無を問わず、事業者は市に対して、第1項に定めるところの完成検査の受検結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付したうえで、報告するものとする。

4 事業者は、「別紙7 竣工時の提出図書」に列挙される図書を作成し、前項の報告とともに、市に対して提出するものとする。

(市による竣工検査)

第39条 市は、第38条第3項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から14日以内に、以下の各号に定めるところに従って本施設の竣工検査をそれぞれ実施するものとする。

(1)事業者は、工事現場において、建設企業及び工事監理者を立ち合わせ、かつ工事記録を準備したうえで、市による竣工検査を受ける。

(2)市は、本施設と竣工図書との照合により、それぞれの竣工確認を実施する。

(3)事業者は、事業者による機器、器具、什器備品等の試運転とは別に、機器、器具、什器備品等の取扱いに関し、市に対して説明する。

2 市は、前項に基づく本施設が入札書類、事業者提案及び設計図書に従って整備されていないと認める箇所がある場合、事業者に対して改善を勧告することができるものとする。当該場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を改善するものとし、改善措置が完了した後、直ちに市の検査を受けるものとする。

(本件工事完了手続)

第40条 事業者は、以下の各号に定められるところの事由が全て満たされた場合、市に対し、工事完成届を提出するものとする。市は、当該工事完成届を受領後7日以内に、以下の各号に定めるところの事由が全て満たされているかを確認するものとし、当該事由が全て満たされていることが確認できたときは、事業者による本件工事の履行の完了を証する業務完了証を作成したうえで、事業者に対して交付するものとする。

(1)第39条の定めるところに従って本施設の竣工検査が完了したこと。

(2)第46条の定めるところに従って本施設の引渡し及び所有権移転手続が完了したこと。

2 市は、業務完了証を交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第6節 工期の変更

(工事の一時停止)

第41条 事業者は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、事業者が本件工事を施工できないと認められる場合、直ちに本件工事の停止内容及びその理由を市に通知しなければならない。

2 事業者は、本件工事の停止の理由が事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、前項の通知を

行った日以降、市が正当と認めるときは、本件工事の停止の状況が継続する期間中、停止となった本件工事に係る履行義務を免れる。

- 3 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者へ通知したうえで、本件工事の全部又は一部の施工を停止させることができる。この場合、市は必要に応じて、工期を変更し、また、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日の変更される場合でも第52条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。
- 4 前2項に定めるところにより工事が停止された場合、当該工事の停止により事業者へ直接生ずる損害、損失又は費用（事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）の負担については、市及び事業者は、本契約の他の規定にかかわらず、以下の各号に定めるところに従うものとする。
 - (1) 当該工事の停止が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、売買代金を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該工事の停止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
 - (3) 当該工事の停止が法令変更による場合は、「別紙12 法令変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、市又は事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
 - (4) 当該工事の停止が不可抗力による場合は、「別紙9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 5 前項第3号及び第4号の場合、第57条第1項から第3項までの規定は適用されない。

（工期の変更）

- 第42条 市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を請求することができる。
- 2 事業者は、その責めに帰すことができない事由により工期の変更が必要となった場合、市に対して工期の変更を請求することができる。
 - 3 前2項に定めるところに従って、工期の変更が請求された場合、市と事業者は、その協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、市と事業者の間における協議の開始から7日以内にその協議が調わないときは、市が合理的な工期を定め、事業者へ通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。
 - 4 前項の定めるところにより工期が変更される場合、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日の変更される場合でも第52条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。

（工期変更の場合の費用負担）

- 第43条 前2条の定めるところにより工期が変更された場合、当該工期の変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。
- (1) 当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、売買代金を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
 - (3) 当該工期の変更が法令変更による場合は、「別紙12 法令変更による費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
 - (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、「別紙9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担

割合」に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

2 前項第3号及び第4号の場合、第57条第1項から第3項までの規定は適用されない。

第7節 損害の発生

(第三者に対する損害)

第44条 本件工事の施工により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、事業者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損害等が事業者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合（本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により当該損害等が生じた場合を含まない。ただし、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしている場合を除く。）で、第24条に基づき付保された保険等により填補されないときは、市がこれらを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

2 前項に基づき事業者が負担すべき第三者に対する損害を、市が賠償した場合、市は事業者に対して、賠償した金額を請求することができる。事業者は、市から本項に基づく請求を受けた場合、速やかにその賠償額を支払わなければならない。

(本施設への損害)

第45条 引渡日までに、不可抗力により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害、損失又は費用（本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、市は直ちに調査を行い、損害、損失又は費用の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 第1項に規定する損害、損失又は費用については、「別紙9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

4 第1項の場合、前各項に定める事項を除く他の事項については、市及び事業者は、第57条の定めるところに従うものとする。

第8節 引渡し

(本施設の引渡し)

第46条 事業者は、本施設について第39条に定めるところの市による竣工検査及び第35条第5項に定めるところの市による搬入設置完了確認がされた後、引渡予定日までに、本施設を市に引き渡し、所有権を市に移転するものとする。この場合、事業者は、本施設及び什器備品等について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。

2 本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委託又は請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。

(運営開始の遅延)

第47条 市の責めに帰すべき事由により本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる損害、損失及び費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するものとし、市は、市と事業者との

間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。

- 2 市の責めに帰すべからざる事由により本施設の引渡し引渡しが引渡予定日より遅延した場合、又は本施設に係る運営開始が供用開始予定日より遅延した場合、事業者は、引渡予定日の翌日から引渡日までの期間、又は供用開始予定日の翌日から供用開始日（同日を含む）までの期間について、その施設整備に係る対価に相当する額につき遅延利息率を乗じて計算した遅延損害金（1年を365日として日割計算とする。）を直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、事業者はそれらを負担し、市に支払うべきものがあれば、直ちに市に対して支払うものとする。なお、本契約に従い市が事業者に対して設計業務又は本件工事につき第19条、第20条、第36条、第39条による改善を勧告したことにより市に対する本施設に係る運営開始が遅延した場合も、本項が適用されるものとする。
- 3 前2項にかかわらず、(i)本施設の引渡しの遅延又は運営開始の遅延が不可抗力によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち「別紙9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」に定める事業者の負担割合により算出される額、並びに、(ii)本施設の引渡しの遅延又は運営開始の遅延が法令変更によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち「別紙12 法令変更による費用の負担割合」に定める事業者の負担割合により算出される額については、事業者がこれを負担するものとする。
- 4 本契約の定めるところに従って供用開始予定日が変更された場合には、第2項に規定する遅延損害金は、市と事業者とが合意のうえ変更した供用開始予定日より遅れたときに、発生するものとする。

（瑕疵担保責任）

- 第48条 市は、本施設（調理設備を除く。本条において以下同じ。）に瑕疵がある場合、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が軽微であり、かつその修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設の引渡しの日から2年以内にこれを行うものとする。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成11年法律第81号）第94条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、これを本施設の引渡しの日から10年とする。
 - 3 前2項にかかわらず、市は、市による竣工確認の際に、瑕疵があることを知ったときは、直ちにその旨を事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
 - 4 本施設の全部又は一部が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、市は、第2項に定める期間内で、かつその滅失又は毀損を市が知った日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
 - 5 市は、調理設備に瑕疵があることが判明したときは、速やかに事業者へ通知した上、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が軽微であり、かつその修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。
 - 6 前項による事業者に対する瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、調理設備を含む本施設の引渡しの日

から1年以内に行わなければならない。

- 7 前2項にかかわらず、市は、市による竣工確認の際に、瑕疵があることを知ったときは、直ちにその旨を事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 事業者は、「別紙10 保証書の様式」に定める様式により、請負人等に、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させ、当該保証書を市に対して提出するものとする。

第5章 売買代金の支払

(売買代金の支払)

第49条 事業者は、第46条に定めるところによる本施設の市への引き渡し完了した後、「別紙11 売買代金の金額と支払いスケジュール」に定めるところに従い、売買代金の請求書を速やかに市へ提出する。市は、請求書受領後30日以内に売買代金を事業者に対して支払う。

(売買代金の改定)

第50条 前条にかかわらず、売買代金は、「別紙11 売買代金の金額と支払いスケジュール」に定めるところに従い改定される。

(売買代金の変更等に代える要求水準書の変更)

第51条 市は、本契約の規定により売買代金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、売買代金の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。

- 2 事業者は、本契約の規定により売買代金を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、売買代金の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の事業者によるサービス内容の向上を提案することができる。
- 3 第1項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、市と事業者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者へ通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者へ通知しなければならない。ただし、市が売買代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、市へ通知することができる。

第6章 契約の終了

(契約期間)

第52条 本契約の契約期間は、本契約成立日から令和4年2月28日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

(市の事由による解除)

第53条 市は、本事業の実施の必要がなくなった又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、180日以上前に事業者へ通知のうえ、本契約の全部を解除することができる。

(事業者の債務不履行等による解除)

第54条 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業者が、設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。
 - (2) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者(事業者の取締役を含む。)によって、当該申立てがなされたとき。
 - (3) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内にその違反が治癒されないとき。
 - (4) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- 2 市は、前項に定めるところのほか、事業者が以下の各号に該当する場合は本契約の全部を解除することができ、また、事業者の契約(本契約を履行するための契約をいい、以下、本項において「プロジェクト関連契約」という。)の相手方が以下の各号に該当する場合には、プロジェクト関連契約を解除させることができる。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約(この契約に係るもの以外の契約を含む。)の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、市が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

- (8) 前 2 号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第55条 市は、事業者のいずれかがこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため事業者に損害が生じても、市はその責めを負わないものとする。

- (1) 事業者のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は事業者のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が事業者のいずれかに対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が事業者のいずれか又は事業者のいずれかが構成事業者である事業者団体(以下「落札者等」という。)に対して行われたときは、落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 事業者のいずれか(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 事業者のいずれか(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

(市の債務不履行による解除等)

第56条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後60日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

2 市が本契約の定めるところに従って履行すべき売買代金その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した計算した額(1年を365日として日割計算とする。)を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

(法令の変更及び不可抗力)

第57条 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき、本契約及び業務水準に従って本施設の整備ができなくなったとき若しくはその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って本施設の整備を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その

他必要となる事項について、協議するものとする。

- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、「別紙 9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合」及び「別紙 12 法令変更による費用の負担割合」に記載する負担割合によるものとする。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が調わない場合、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 市は、第 21 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 41 条第 4 項第 3 号及び第 4 号、第 43 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、並びに第 45 条第 3 項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(第三者の責めに帰すべき事由による本件施設の損害)

第58条 本施設の引渡しまでの間に、第三者の責めに帰すべき事由により本施設（出来形を含む。以下本条において同じ。）に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、事業者の責任及び費用負担において行い、本施設の引渡し後に、第三者の責めに帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、市の責任及び費用負担において行い、

- 2 前項に基づき本施設の引渡しまでの間に、事業者が第三者に対する損害賠償の請求を行うべき場合において、事業者が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、事業者は、自己の責任と費用負担において、当該損害が生じた施設を本契約等に適合させるものとする。

(特別措置等による売買代金の減額)

第59条 法令変更により、要求水準書又は事業者提案の変更が可能となり、当該変更によって売買代金の減額が可能な場合、市及び事業者は、協議により要求水準書又は事業者提案について必要な変更を行い、売買代金を減額するものとする。

- 2 本契約に規定されたもの以外で本事業に関する特別な措置(事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。)が生じた場合、市と事業者とは、売買代金の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が調ったときは、売買代金を減額するものとする。

(引渡日前の解除の効力)

第60条 引渡日(同日を含まない。)前に第53条から第57条までの定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、本施設(出来形部分を含む。)を取り扱うものとする。

- (1) 第 54 条に定めるところにより本契約が解除された場合で、市が当該解除後に本施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、市による竣工確認が未了の本施設を検査したうえで、検査に合格した本施設の全部又は一部(以下「合格部分」という。)のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合、市は、その対価の支払債務と、第 61 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお、残額があるときは、支払時点までの利息(遅延利息率の割

合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付したうえ、一括払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市のその余の損害賠償請求は、妨げられない。

- (2) 第53条又は第56条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による竣工確認が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対して、その対価及び第61条第4項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息(遅延利息率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付したうえ、一括払いにより支払う。
- (3) 第57条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による竣工確認が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価に支払時点までの利息(遅延利息率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を付したうえ、一括払いにより支払う。
- (4) 前3号に定めるところの検査に際して市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

(損害賠償)

第61条 第54条各項又は第55条各号の規定により本契約が解除された場合、事業者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として市の指定する期限までに支払うものとする。

- 2 前項の場合において、第11条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。
- 3 第54条各項又は第55条各号に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回る場合、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。
- 4 第53条又は第56条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。

(保全義務)

第62条 事業者は、解除の通知がなされた日から第60条第1項第1号から第3号までに基づく引渡しのと きまで、本施設(出来形部分を含む。)について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第63条 事業者は、第60条第1項第1号から第3号までに基づく引渡しの完了と同時に、市に対して、設計図書及び竣工図書(ただし、既に事業者が提出しているものを除く。)その他本施設の整備及び修補に係る書類並びに本施設の施設供用業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

- 2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本施設の施設供用のために、無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。)することができるものとし、事業者は、市による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作人人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第64条 事業者は、第60条第1項第1号から第3号までに基づき本施設又はその出来形の所有権を市に移転する場合、担保権その他の制限による負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。

第7章 雑則

(公租公課の負担)

第65条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担するものとする。ただし、本契約締結時点において市及び事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合、事業者は、その負担及び支払方法について、市と協議することができる。

(関係者協議会)

第66条 本契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに次項に定めるところの関係者協議会の開催に応じるものとする。

- 2 市及び事業者は、別途定められた関係者協議会設置要綱に従って、関係者協議会を運営するものとする。
- 3 市及び事業者は、関係者協議会において合意された事項を遵守する。
- 4 本契約、入札書類及び事業者提案に係る事項のうち、当事者間の協議に委ねている事項又は本契約、入札書類及び事業者提案に定めがなく協議によって決定することを要する事項について、関係者協議会における協議が整わなかった場合、最終的な決定権は市が持つこととする。ただし、市は、決定に当たり、合理的な範囲において事業者から意見の聴取を行う。
- 5 市は、前項の規定による意見聴取において、合理的に必要があると認めるときは、出席者として予定される者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 6 関係者協議会及びその下部組織（ワーキンググループ等）の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

(秘密保持)

第67条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を本契約の履行以外の目的に使用してはならず、また、自己の役員及び従業員又は自己の代理人若しくは事業者に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らしてはならない。ただし、法令又は契約により守秘義務が課せられている場合、次に掲げる者は除くものとする。

- (1) 事業者の株主
 - (2) 事業者の株主又は事業者に対して資金提供を行う金融機関の弁護士、公認会計士、税理士
- 2 前項の規定にかかわらず、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

(著作権等)

第68条 事業者は、市に対し、市の裁量により、本事業期間中及び本事業期間終了後も、次に掲げる行為を行うことを無償で許諾する。

- (1) 市が本施設の内容を公表すること。
 - (2) 設計図書を利用すること。
- 2 事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (1) 本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害防止)

- 第69条 事業者は、本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- 2 事業者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

(産業財産権)

- 第70条 事業者は、本事業において特許権その他産業財産権の対象となっている技術等を使用する場合、自己の責任及び費用負担においてそれを使用するものとする。ただし、市がその使用を指定した場合で、事業者が当該産業財産権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとし、その負担の方法は、市と事業者との間の協議においてこれを定めるものとする。

(権利等の譲渡制限)

- 第71条 事業者は、本契約に基づき市に対して有する本事業に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、本契約その他本事業に関して市との間で締結した契約に基づき事業者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業者の兼業禁止)

- 第72条 事業者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

- 第73条 事業者が本契約に基づき行うべき市への支払を遅滞した場合、事業者は、未払い額につき遅延日数に応じ遅延利息率（1年を365日とする日割計算とする。）で計算した額の遅延利息を付したうえで、市に対して支払うものとする。

(要求水準書の変更)

- 第74条 市は、設計変更及び第57条の場合のほかに、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。
- (1) 法令変更により業務内容が著しく変更されるとき
 - (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき
 - (3) 市の事由により業務内容の変更が必要なとき
 - (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

2 要求水準書の変更は、次各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 市は、前各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者
に通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、前号所定の通知受領後 20 日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、前号所定の意見書を期限内に受領しないときは、事業者の意見がないものとして取り扱
うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必
要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行ったうえで確
定的な変更内容を事業者に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。
- (5) 本契約に基づく事業者への支払金額を含め売買契約書の変更が必要となるとき、市は、必要な
契約変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

（管轄裁判所）

第75条 本契約に関する紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（疑義に関する協議）

第76条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義
が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

（その他）

第77条 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、本契約に基づいて相手方に対
して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告及び解除その他一切の意思表示又は観念若し
くは事実の通知を、書面をもって行うものとする。なお、市及び事業者は、当該請求等の宛先を各々
相手方に対して別途通知するものとし、本事業期間中に変更された場合、直ちに相手方に通知する
ものとする。

- 2 市は、事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。本契約の
他のいかなる規定も、かかる市の相殺権の範囲、時期又は方法を制限するものではない。
- 3 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、
「計量法」（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 本契約上の期間の定めは、「民法」（明治29年法律第89号）及び「商法」（明治32年法律第48
号）が規定するところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。
- 7 本契約の定めるところに従って事業者が市に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、
報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した市の指定する記録媒体
を添付することを含む。）、部数等については、本契約に別段の定めがない限り、市が別途指定す
るところに従うものとする。
- 8 本契約の定める指定日又は期限満了日が開庁日（豊田市の休日定める条例（平成元年豊田市条例
第61号）第2条第1項に規定する市の休日を除いた日をいう。以下同じ。）でない場合には、当該
指定日又は期限満了日は翌開庁日となるものとする。

別紙1 事業日程
(第1条、第4条関係)

<本体・外構>

1 基本設計の着手日	令和__年__月__日
2 基本設計図書の提出期限	令和__年__月__日
3 実施設計図書の提出期限	令和__年__月__日
4 本件工事着工予定日	令和__年__月__日
5 本施設の引渡予定日（調理場）	令和__年__月__日
6 本施設の引渡予定日（新ランチルーム）	令和__年__月__日

以上

別紙 2 本事業用地
(第 1 条、第 5 条第 1 項関係)

事業用地	豊田市大清水町原山 6 6 番地 (敷地位置図は要求水準書資料 1 を参照のこと。)
用途地域	市街化調整区域
容積率	200%以下
建ぺい率	60%以下
敷地概要	敷地面積：約 17,280 m ² 詳細は要求水準書資料 1 を参照すること。
インフラ整備状況	<p>以下のインフラは、豊田特別支援学校の既存のインフラであり、提案及び本件施設整備にあたっては、事業者にて必要な調査・協議を行い、既存施設の運用等に影響を与えないように必要な対応を取ること。</p> <p>(ア) 上水道 敷地東側市道から口径 50 mm で引き込み、有効容量 9 立米の受水槽を経て給水。 1 階は直圧給水、2, 3 階には加圧給水により給水している。 ※詳細は要求水準書資料 2, 5 を参照すること。</p> <p>(イ) 下水道 敷地南西に排水処理施設が設置されている。 ※詳細は要求水準書資料 2 を参照すること。</p> <p>(ウ) ガス 敷地北側から都市ガス管（低圧）が敷設されている。 一般系統については、施設内の同時使用を 50%程度と想定した場合、40 m³/h 程度の供給が可能となっている。 空調系統については、10 m³/h 程度の供給が可能となっている。 ※詳細は要求水準書資料 2, 5, 6 を参照するとともに、ガス供給事業者を確認すること。</p> <p>(エ) 電力 敷地北側に設置されているキュービクルから配電している。 ※詳細は要求水準書資料 2, 5, 6, 7, 8 を参照すること。</p>
地質条件	要求水準書資料 9 を参照すること。

以上

別紙3 設計業務着手時提出書類
(第17条第3項関係)

1 基本設計業務着手時

提出書類等	提出部数
委託業務届出書	1
工程表	1
技術者経歴書	1
設計計画書	1

2 実施設計業務着手時

提出書類等	提出部数
委託業務届出書	1
工程表	1
技術者経歴書	1

以上

別紙4 設計図書

(第19条第1項、第20条第1項関係)

事業者は基本設計及び実施設計終了時には以下の書類を提出する。また、豊田市電子納品ガイドライン等に基づいた電子データも提出するものとする。

1 基本設計業務完了時

提出書類等	提出部数	備考
基本設計説明書	2	
施設配置図	2	
土地利用計画図	2	
雨水排水計画図	2	
各階平面図	2	
立面図(4面以上)	2	
作業動線計画図	2	
消防設備図及び避難経路図	2	
サイン計画図	2	
構造検討資料	2	
基本設計整理事項及び実施設計方針に係る資料(既存施設)	2	
基本設計整理事項及び実施設計方針に係る資料(電気設備)	2	
基本設計整理事項及び実施設計方針に係る資料(給排水設備)	2	
基本設計整理事項及び実施設計方針に係る資料(空調設備)	2	
基本設計整理事項及び実施設計方針に係る資料(調理設備)	2	
調理設備、事務備品のリスト及びカタログ	2	
要求水準との整合性確認結果報告書	2	
その他必要な事項	2	

※全て、原寸版、A3縮小版、各種データ形式(PDF及びDWG)で提出すること。

2 実施設計業務完了時

提出書類等	提出部数	備考
実施設計説明書	2	
設計図 一式	3	
仮設計画図（計画説明含む）	2	
容量及び設備機器等選定等の根拠資料・計算書等（電気設備）	2	
容量及び設備機器等選定等の根拠資料・計算書等（給排水設備）	2	
容量及び設備機器等選定等の根拠資料・計算書（空調設備）	2	
容量及び設備機器等選定等の根拠資料・計算書（調理設備）	2	
騒音・振動計算書	2	
温室効果ガス排出量計算書	2	
建築確認申請書（申請機関の受付印押印済みのもの）	1	
建築確認申請のほか、関係法令で必要とされる申請・届出等の写し	2	
構造計算書	2	
数量調書	2	
調理設備、什器備品のリスト及びカタログ	2	
要求水準との整合性確認結果報告書	2	
交付金等申請関係図書	2	
地質調査資料（実施した場合）	2	
その他必要な事項	2	

※全て、原寸版、A3縮小版、各種データ形式（PDF及びDWG）で提出すること。

以 上

別紙5 着工時及び施工中の提出書類
(第29条第1項, 第2項, 第4項, 第30条第1項関係)

1 着工前の提出書類

事業者は建設工事着工前に以下の書類を市に提出する。また、豊田市電子納品ガイドライン等に基づいた電子データも提出するものとする。

提出書類等	提出部数	備考
現場代理人・主任(監理)技術者等届(経歴書・資格者証の写しを添付)	1	
工程表	1	
施工計画書(総合)	1	
(a) 工事概要	1	
(b) 実施工程表	1	
(c) 現場組織表	1	
(d) 安全管理体制、方法等	1	
(e) 施工管理計画	1	
(f) 出来形・品質管理体制	1	
(g) 緊急時の体制及び対応	1	
(h) 仮設計画(交通管理・環境対策を含む)	1	
(i) 現場作業環境の整備	1	
(j) その他	1	
工事下請負承認願	1	

2 施工中の提出書類

事業者は、施工期間中に以下の書類を、適宜、市に提出する。また、豊田市電子納品ガイドライン等に基づいた電子データも提出するものとする。

提出書類等	提出部数	備考
施工計画書(工種別) ※当該工種の着工前までに、内容調整の上、最終版を提出する。	1	
(a) 実施工程表	1	
(b) 現場組織表	1	
(c) 安全管理体制、方法等	1	
(d) 指定機械及び主要機械	1	
(e) 工事材料メーカーリスト	1	
(f) 工事用材料承認願(JIS等規格品であることが材料に記載されているものは不要)	1	
(g) 施工方法	1	
(h) 出来形・品質管理体制	1	
(i) 出来形・品質管理方法(チェックリスト等含む)	1	

(j) その他	1	
工事下請負承認願	1	
品質管理（各種試験結果、資材検査報告）	1	
段階検査・状況立会い報告書	1	
工事履行報告書	1	
各種協議書	1	

別紙6 什器備品等リスト
(第35条第1項関係)

設置予定室	No.	名称	数量	仕様		購入等金額 (単位：円)	購入設置 年月日	保証期間	減価償却 期間	備考
				メーカー	品番					

35

別紙 7 竣工時の提出図書

(第 38 条第 4 項関係)

事業者は、建物引渡し時に以下の書類等を提出する。なお、これら書類等の保管場所を本施設内に確保するものとする。また、豊田市電子納品ガイドライン等に基づいた電子データも提出するものとする。

CAD データのファイル形式は市指定のフォーマットとする。

提出書類等	提出部数	備考
工事完了届	1	
工事記録写真	1	
社内検査報告書（検査時指摘事項の是正報告を含む）	1	
出来形管理報告書	1	
品質管理報告書	1	
各種試験報告書（とりまとめ版）	1	
工事日報又は月報	1	
工事打合せ記録	1	
使用材料実績書	1	
完成図	1	
竣工図（製本図 A3 製本、A4 観音）（調理設備、什器備品のリスト及び製作図含む）	2	
建築基準法に基づく検査済証、その他法令で必要とされる検査等の結果	1	
契約目的物引渡書	1	
保証書、同一覧表	1	
施設の保全及び維持管理に関する資料	1	
鍵（鍵番号付きキーボックス入り）及び鍵引渡書	1	
メーカーリスト（建築版、設備版、調理機器・什器備品版）	1	
官公庁関係書類、同一覧表	1	
アフターサービス業者一覧表	1	
竣工写真（内外面全カット写真をアルバム形式）	1	
竣工調書	1	
施工図一式	1	
空気環境測定結果報告書	1	
グループ内の市内企業割合（実績）総括表	1	
実施設計との整合性確認結果報告書	1	
その他必要な事項	1	

別紙8 事業者等が付保する保険

(第24条関係)

事業者は以下の条件を満たす保険を、事業者の費用負担において付保するものとする。ただし、保険の名称等を含めその詳細については事業者の提案によるものとする。なお、各業務を担当する企業が、条件を満たす保険に加入している場合は、事業者名義での保険加入は不要とする。

ただし、各保険契約にかかる保険金請求権のうえに、本業務に関連する市の事業者に対する支払請求権等の債権を被担保債権として市を第一順位の権利者とする質権又は譲渡担保権を設定し、第三者に対する対抗要件を具備させること。

1 本件工事期間における保険

(1) 建設工事保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害
補償額：請負代金額
保険期間：本件施設の着工日から竣工検査合格書が交付される日まで
被保険者：事業者

(2) 第三者賠償責任保険

保険の対象：工事遂行に伴い派生した第三者に与えた法律上の賠償責任を負担することにより被る損害
補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円
対物：1事故当たり1億円以上
保険期間：本件施設の着工日から引渡日まで
免責金額：1事故当たり10千円
被保険者：事業者

以上

別紙 9 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

(第 21 条第 3 項、第 41 条第 4 項、第 43 条第 1 項、第 45 条第 3 項、
第 47 条第 3 項、第 57 条第 2 項関係)

整備期間中に不可抗力が生じ、本施設に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下、本別紙 9（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が整備期間中に累計で契約金額の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。

以上

別紙10 保証書の様式 (第48条第8項関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、豊田市立豊田特別支援学校調理場改築整備事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が豊田市（以下「市」という。）との間で締結した令和元年〔 〕月〔 〕日付け売買契約書（以下「本売買契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する以下の第1条の債務（以下「主債務」という。）につき保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本売買契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

保証人は、本売買契約第48条第1項、同条第2項、同条第5項及び同条第6項に基づく事業者の市に対する債務を保証する。

第2条（通知義務）

市は、本保証の差入日以降において本売買契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本売買契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、本売買契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

保証人：

別紙 11 売買代金の金額と支払いスケジュール
(第 49 条、第 50 条関係)

1 売買代金の構成

売買代金は、下表の項目により構成される。

表 売買代金の構成

区分	内訳	構成される費用の内容
第 1 回支払い	新調理場に係る建設費	(1) 新調理場の整備のために実施する以下の業務に係る費用 ・建設業務 ・調理設備調達・搬入設置業務 ・事務備品調達・搬入設置業務 ・中間・竣工検査及び引渡し業務
第 2 回支払い	設計費、工事監理費及び新ランチルームに係る建設費	(1) 事前調査業務 (2) 各種許認可申請等業務及び関連業務(交付金の申請支援を含む) (3) 設計業務 (4) 建設業務(新ランチルームに係るものに限る) (5) 外構等整備業務 (6) 工事監理業務 (7) 中間・竣工検査及び引渡し業務(新ランチルームに係るものに限る) (8) その他本事業の実施に関し必要となる費用

2 支払いの算定方法及び支払額（以下の対価には、消費税及び地方消費税の額を含まない。）

(1) 第 1 回支払い（ 円）

第 1 回支払いは、新調理場に係る建設業務に対する対価であり、市が新調理場の引渡しを受けたのち、速やかに市に請求書を送付し、市が請求書受領後、30 日以内に事業者を支払う。

ただし、第 1 回支払いの金額が変更となった場合、第 2 回支払いで変更額を調整する。第 1 回支払いの金額に変更が生じたことにより事業者には追加費用が発生する場合は、事業者がその追加費用を負担する。

(2) 第 2 回支払い（ 円）

第 2 回支払いは、新ランチルームに係る建設業務及び設計業務、工事監理業務等に対する対価であり、市が新ランチルームの引渡しを受けたのち、速やかに市に請求書を送付し、市が請求書受領後、30 日以内に事業者を支払う。

3 物価変動に伴う売買代金の改定

(1) 対象となる費用

設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要な経費とする（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。ただし、調理設備、調理備品、事務備品等の搬入設置に係る工事は除く。）。

(2) 基準となる指標

改定する際の規準となる指標、物価変動の基準となる指標は、「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（名古屋）：構造物平均 S」の「建築」「設備」を指標とする。

(3) 改定方法

売買契約締結日の属する月の指標値と本件工事の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定を請求することができる。

改定後の対象となる費用（B）を求めるための計算式は以下の通り。

改定後の対象となる費用（B）＝ $\{A \times (\text{改定率 } a \pm 1.5\%)\}$

A＝売買契約書に記載された第1回支払い及び第2回支払いのうち対象となる経費

改定率 a＝ $\frac{\text{本件工事の着工日の属する月の指標値（確定値）}}{\text{本契約締結日の属する月の指標値（確定値）}}$

±1.5%＝改定率 a が 1.015 を超える場合は−1.5%とし、0.985 未満となる場合は+1.5%とする。

なお、改定後の対象となる費用は、基準となる指標に基づき市と事業者の協議のうえ、これを定める

別紙 12 法令変更による費用の負担割合

(第 21 条第 3 項、第 41 条第 4 項、第 43 条第 1 項、第 47 条第 3 項、第 57 条第 2 項関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更の場合	100%	0%
② 法人税等の収益関係税の新設・変更の場合	0%	100%
③ ②以外の税制度の新設・変更の場合（消費税及び地方消費税も含む）	100%	0%
④ ①から③以外の法令の新設・変更の場合	0%	100%

以上